

事 務 連 絡  
平成 29 年 9 月 28 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認総務課知症施策推進室  
介護保険計画課  
高齢者支援課  
振 興 課  
老人保健課

平成 29 年 10 月 1 日以降の平成 28 年熊本地震により被災した介護保険の  
被保険者に係る利用料に関する取扱いについて

平成 28 年熊本地震により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除に関する取扱いについては、「平成 29 年度における平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の利用料の免除に関する取扱いについて」（平成 29 年 3 月 7 日厚生労働省老健局各課事務連絡）でお示ししているところですが、平成 29 年 10 月 1 日以降の取扱いについて、下記のとおりといたしますので、内容を御了知の上、貴管内市町村及び関係団体において適切な取扱いがなされますようご配慮をお願いいたします。

記

1 利用料の減免の取扱いについて

現在、熊本県内の市町村の被保険者であって、利用料の免除証明書を提示したものについて、利用料の支払いを免除することとしているが、この取扱いは平成 29 年 9 月 30 日をもって終了する。

2 利用料免除証明書の取扱いについて

免除証明書の有効期限は、現在「平成 29 年 2 月 28 日まで」と印字されている免除証明書であっても有効なものとして取り扱うこととしているが、平成 29 年 10 月 1 日以降は、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取り扱うこと。また、有効期限が「平成 29 年 9 月 30 日まで」となっている免除証明書についても同様に無効と取り扱うこと。